			6 級 地 3 区 分	0.020
			7 級 地 1 区 分	0.032
			7 級 地 2 区 分	0.012
			無 級 地 0 区 分	−0.012
			㈱ 北海道、東京都、静岡県及び福岡県にあつては、Bの率にそれぞれ0.861、179.967、0.057及び0.155を加算した率とする。	

⑵ 市町村分の「普通態容補正係数（給与差等）」に係る率（附則第七条関係）

経費の種類		測定単位	補正率	
一 消防費		人口	普通態容補正（給与差等）	0.787
二 土木費	1 道路橋りょう費	道路の面積	普通態容補正（給与差等）	
			1 級 地 1 区 分	0.219
			2 級 地 1 区 分	0.215
			2 級 地 2 区 分	0.212
			3 級 地 1 区 分	0.215
			3 級 地 2 区 分	0.212
			3 級 地 3 区 分	0.209
			4 級 地 1 区 分	0.211
			4 級 地 2 区 分	0.208
			4 級 地 3 区 分	0.205
			5 級 地 1 区 分	0.208
			5 級 地 2 区 分	0.204
			5 級 地 3 区 分	0.201
			6 級 地 1 区 分	0.201
			6 級 地 2 区 分	0.199
			6 級 地 3 区 分	0.196
			7 級 地 1 区 分	0.198
			7 級 地 2 区 分	0.195
			無 級 地 0 区 分	0.193
	2 港湾費	港湾における係留施設の延長	普通態容補正（給与差等）	
			1 級 地 1 区 分	1.080
			2 級 地 1 区 分	1.068
			2 級 地 2 区 分	1.059
			3 級 地 1 区 分	1.068
			3 級 地 2 区 分	1.059
			3 級 地 3 区 分	1.050
			4 級 地 1 区 分	1.055
			4 級 地 2 区 分	1.046
			4 級 地 3 区 分	1.037
			5 級 地 1 区 分	1.047
			5 級 地 2 区 分	1.033
			5 級 地 3 区 分	1.025
			6 級 地 1 区 分	1.025
			6 級 地 2 区 分	1.017
			6 級 地 3 区 分	1.008
			7 級 地 1 区 分	1.013
			7 級 地 2 区 分	1.004
			無 級 地 0 区 分	0.998
		漁港における係留施設の延長	普通態容補正（給与差等）	
			1 級 地 1 区 分	1.077
			2 級 地 1 区 分	1.065
			2 級 地 2 区 分	1.056
			3 級 地 1 区 分	1.065
			3 級 地 2 区 分	1.056
			3 級 地 3 区 分	1.048
			4 級 地 1 区 分	1.052
			4 級 地 2 区 分	1.044
			4 級 地 3 区 分	1.036
			5 級 地 1 区 分	1.045
			5 級 地 2 区 分	1.032
			5 級 地 3 区 分	1.023
			6 級 地 1 区 分	1.024
			6 級 地 2 区 分	1.016
			6 級 地 3 区 分	1.008
			7 級 地 1 区 分	1.012
			7 級 地 2 区 分	1.004
			無 級 地 0 区 分	0.998
	3 都市計画費	都市計画区域における人口	普通態容補正（給与差等）	

	大都市	中核市	施行時特例市	その他の市町村
1級地 1区分	0.924	0.918	0.911	0.883
2級地 1区分	0.907	0.902	0.895	0.867
2級地 2区分	0.895	0.890	0.883	0.856
3級地 1区分	0.907	0.902	0.895	0.867
3級地 2区分	0.895	0.890	0.883	0.856
3級地 3区分	0.884	0.879	0.872	0.845
4級地 1区分	0.890	0.885	0.878	0.851
4級地 2区分	0.879	0.874	0.867	0.840
4級地 3区分	0.867	0.862	0.856	0.829
5級地 1区分	0.879	0.874	0.867	0.840